



様式第 28 号 (第 2 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 5 月 27 日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称 医療法人社団 元氣会
 主たる事務所の所在地 静岡県富士市岩本 1 0 2 番地の 1
 代表者の氏名 理事長 西 村 隆 久

令和 6 年度
 1 1 期 の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 号に掲げる者と同条第 2 号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第 33 条の 2 第 3 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 1 0 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団元氣会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県富士市岩本 1 0 2 番地の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 7 年 3 月 1 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 7 年 3 月 2 0 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	西村 隆久	西村歯科医院 管理者
理 事	西村 房子	
同	西村 将吾	
同	西村実奈子	
監 事	松永 博史	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」
以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療
院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記
載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定
管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	西村歯科医院	2232310231	静岡県富士市岩本 102 番地の 1	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月19日 令和5年度事業報告、収支決算及び財産目録の承認
 令和7年9月28日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 元氣会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市岩本102番地の1

財 産 目 録
(令和7年9月30日現在)

1. 資 産 額 58,541 千円 ✓
2. 負 債 額 18,280 千円 ✓
3. 純 資 産 額 40,261 千円 ✓

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,676
B 固 定 資 産	29,864
C 資 産 合 計 (A + B)	58,541 ✓
D 負 債 合 計	18,280 ✓
E 純 資 産 (C - D)	40,261 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 元氣会

所在地 静岡県富士市岩本102番地の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	/ 28,676	I 流 動 負 債	903
II 固 定 資 産	/ 29,864	II 固 定 負 債	17,376
1 有 形 固 定 資 産	17,169	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	2,086	負 債 合 計	18,280
3 そ の 他 の 資 産	10,607	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	6,000
		II 積 立 金	34,261
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	40,261
資 産 合 計	/ 58,541	負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,541

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団 元氣会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県富士市岩本102番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	111,430
2 事業費用	114,013
本来業務事業損失	2,583
事業損失	2,583
II 事業外収益	1,099
III 事業外費用	0
經常損失	1,483
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,483
法人税等	71
当期純損失	1,554

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 元 氣 会
所在地 静岡県富士市岩本102番地の1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 元氣会

理事長 西 村 隆 久 殿

私は、医療法人社団元氣会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年10月19日

医療法人社団元氣会
監事 松 永 博 史